

校則の見直しについて

兵庫県立豊岡高等学校定時制課程

令和5年9月

1. 校則の意義

校則は、学校が教育目標を実現していく過程において、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として各学校において定められている。生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針である。生徒は心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要であり、社会規範を遵守する意識を涵養することは学校教育においてきわめて重要なことであり、校則は教育的意義を有している。

2. 校則の運用

校則に基づき指導を行う場合は、生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとして捉え、自主的に守るように指導を行うことが重要である。したがって、教員がいたずらに規則に捉われて、規則を守らせることのみでの指導になっていないか、注意を払う必要がある。

また、校則に違反した生徒には内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、教育的効果をもつものとなるよう配慮しなければならない。

校則の指導の効果を上げるためには、その内容や必要性について生徒や保護者、地域と共通理解を図ることが重要である。そのために、入学時や年度初めなどの機会に捉え、あらかじめ生徒や保護者、地域に周知しておく必要がある。

3. 校則の見直しの在り方

(1) 見直しの目的

校則は社会規範の遵守について適切な指導を行う際の指針となり、教育的意義を有しているといえる。しかしながら、その内容においては、学校を取り巻く社会環境や生徒の状況が常に変化するため、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直し、その合理性を検証する必要がある。

(2) 見直しに向けての基本的な考え方

見直しについては最終的には当該学校の教育に責任を負う校長の権限であるが、生徒や保護者、地域が何らかの形で参加することにより、その必要性の共通理解が図られ、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにつながり、生徒の自主性を培う機会になることを期待する。

ただし、しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまで規制するような内容は、校則とするのではなく、学校の教育目標、位置づけた取り組みとすることや、生徒の主体的な取り組みに任せることで足りると考えられる。

5. 令和6年度以降の校則の見直しについて

	校内検討委員会（仮）	生徒・保護者・地域
<p>4月 ～6月</p>	<p>校則見直しの校内体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会の設置 ・見直し計画の作成 ・見直しについての通知作成 <p>見直しを図ることの周知</p> <p>全校集会、PTA 総会、生徒オリエンテーションで周知</p>	<p>学級協議</p> <p>生徒アンケート</p>
<p>7月、 8月</p>	<p>見直しを検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート等による意見の集約・分析 ・見直し案の検討 	
<p>9月 ～11月</p>	<p>見直し案について意見聴取</p> <p>見直し内容の決定</p>	<p>生徒大会（後期）</p> <p>保護者アンケート</p>
<p>12月</p>	<p>校則検討委員会（仮）</p>	
<p>1月 ～3月</p>	<p>見直し結果の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒や保護者への周知 ・学校やホームページへの掲載 ・入学説明会等で周知 ・教育委員会に報告 	